

改 正 案

現 行

厚生労働大臣が定める施設基準

一・二（略）

三 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

厚生労働大臣が定める施設基準

一・二（略）

三 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第二百四十条の十六に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第二百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下ハにおいて同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法（指定居宅サービス基準第二百四十条の十五に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第二百四十条の十六に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第二百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下イ及びハ並びに第四号において同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法（指定居宅サービス基準第二百四十条の十五に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第二百四十条の十六に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該事業所のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を贈すことに一以上であること。

増すことに一以上であること。

(2) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該事業所のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を贈すことに一以上であること。

(3) 単独型短期入所生活介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該事業所のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を贈すことに一以上であること。

ロ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス基準第二百四十条の十六に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第二百四十条の十六に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該事業所のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を贈すことに一以上であること。

ロ 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス基準第二百四十条の十六に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第二百四十条の十六に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該事業所のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を贈すことに一以上であること。

- 2 -

- 1 -

- 106 -

二十一條第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」）第四十三条规定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分（特別養護老人ホーム基準第四十四条に規定するユニット部分をいう。以下（2）及び二において同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が、併設事業所（指定居宅サービス基準第二百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。）である場合にあっては、併設本体施設（指定居宅サービス基準第二百二十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。）として必要とされる数の介護職員又は看護職員（併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員（当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。））に加えて、常勤換算方法で、

利用者の数が三又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定居宅サービス基準第二百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。）である場合にあっては、併設本体施設（指定居宅サービス基準第二百二十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。）として必要とされる数の介護職員又は看護職員（併設本体施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員（当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。））に加えて、常勤換算方法で、

えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

の施設基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三・五又はその端数を増すことに一以上であること。

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員（併設本体施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員の数）に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

(3) 併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活

介護の施設基準

- (一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が「一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム」である場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が四・一の数及び当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が四・一の数）が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数又はその端数を増すことに一以上であること。

- (二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあつては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員（併設本体施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員（当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員を含む。））に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

八 単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

二 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

- (1) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が「一部ユニット型特別養護老人ホーム」である場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

- (2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあつては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員（併設本体施設が「一部ユニット型特別養護老人ホーム」である場合にあつては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は

(3) 併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活

介護の施設基準

- (一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が「一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム」である場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

八 単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が「一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所」である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該事業所のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

二 併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

- (1) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が「一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム」である場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

- (2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあつては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員（併設本体施設が「一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム」である場合にあつては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は

看護職員（当該特別養護老人ホームのユニット部分として必要とする数の介護職員又は看護職員を含む。）に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

四 指定期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 単独型短期入所生活介護費（I）又は併設型短期入所生活介護費（I）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定居宅サービス基準第百四十条の二に規定するユニット又は特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット）をいう。

（以下この号において同じ。）に属しない居室（指定居宅サービス基準第百二十四条第五項第一号又は特別養護老人ホーム基準第十一项第三項第一号に規定する居室をいう。以下ロ及び次号において同じ。）

（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われるものである」とし。

ロ 単独型短期入所生活介護費（II）又は併設型短期入所生活介護費（II）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属しない居室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものである」とし。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費（I）又は併設型ユニット型短期入所生活介護費（I）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定居宅サービス基準第百四十条の四第五项第一号イ又は特別養護老人ホーム基準第三十五条第三項第一号イに

員又は看護職員（当該特別養護老人ホームのユニット部分として必要な数の介護職員又は看護職員を含む。）に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

四 短期入所生活介護費に係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定居宅サービス基準第百四十条の四に規定する小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所又は一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分において行われるものである」と。

五 指定期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

（1）介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

（一）介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所である」と。

（二）当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上である」と。

（三）厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員

規定する居室をいう。以下二において同じ。）（ユニットに属しない居室を改修した居室であつて、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを除く。）の利用者に対して行われるものである」とし。

労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定居宅サービス基準第百四十条の四第五项第一号イ又は特別養護老人ホーム基準第三十五条第三項第一号イに

（二）単独型ユニット型短期入所生活介護費（II）又は併設型ユニット型短期入所生活介護費（II）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

（三）指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十六五平方メートル以下であること。

五 指定期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

（1）介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

（一）介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所である」と。

（二）当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上である」と。

- (2) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) (一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。
- (2) 病院療養病床における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 病院療養病床短期入所療養介護費(III)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) (一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。
- (2) 病院療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟の病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三・六又はその端数を増すことに一以上であること。

- (2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) (一)及び(三)に該当するものであること。
- (2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三・六又はその端数を増すことにより一以上であること。
- 口 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) 病院療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (2) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。
- (4) (二)により算出した看護職員の最少必要数の一割以上は看護師であること。
- (5) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。
- (6) 療養病棟の病室が医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。
- (7) 当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第十一号に規定する基準に該当すること。
- (8) 医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

- (2) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) (一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。
- (2) 病院療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 病院療養病床短期入所療養介護費(III)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) (一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。
- (2) 病院療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟の病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三・六又はその端数を増すことに一以上であること。

病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに「以上である」と。

八 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室（以下「療養病室」という。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに「以上である」とこと。

(三) 療養病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに「以上である」とこと。

(四) 療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 医療法施行規則第二十二条の四第二項において適用する第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(2) 診療所療養型病床群短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

二 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行なう老人性認知症疾患療養病棟（以下「認知症病棟」という。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことによりて、

上である。ただし、そのうち、当該病棟における入院患者の数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該病棟における入院患者の数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

(三) 認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことによりて、

(四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の一割以上は看護師であること。

(五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(2) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)、(2)、(4)及び(5)に該当するものであること。

(二) 認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)、(2)、(4)及び(5)に該当するものであること。

(二) 認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

六 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること

- (2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十二年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第十五条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下口及び第十五号において同じ。）である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下口及び第十五号において同じ。）以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことにして一以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）第四号イ(2)に規定する基準に該当していないこと。
- ロ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- （1）イ(1)に該当すること。
- （2）当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数の数）